

## 2019 年度行政書士試験 合格講座「別冊」訂正のお知らせ

2019 年 10 月 23 日現在

LEC 行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2019 年度行政書士試験向けの「合格講座」の別冊につきまして、以下のような訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、ご確認をお願いいたします。

### GU19013 『2019 行政書士試験 合格講座【民法Ⅱ】別冊』

(p. 287) □□448 (問題)、上から 1 行目

A が B に対して不法行為による損害賠償債務を有し、かつ B も A に

↓ (訂正)

A が B に対して不法行為による損害賠償権を有し、かつ B も A に

### GU19014 『2019 行政書士試験 合格講座【行政法Ⅰ】別冊』

(p. 273) 【問題 26】肢 2 (解説)、上から 6 行目

議行政法人をいい、学問上の概念として統一されていない。日本放送協会、日本中央競馬会など

↓ (削除)

行政法人をいい、学問上の概念として統一されていない。日本放送協会、日本中央競馬会など

(p. 344) □□141 (解説)、上から 2 行目

また、行政手続法は、行政調査を直接の目的とする処分・行政指導には適用されない

↓ (訂正)

また、行政手続法は、報告または物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上  
必要な情報の収集を直接の目的とする処分・行政指導 (行政調査) には適用されない

### GU19015 『2019 行政書士試験 合格講座【行政法Ⅱ】別冊』

(p. 401) □□254 (解説)、上から 5 行目

再審査の請求をした日 (※ 補正を命ぜられた場合には、その不備を補正した日) の翌

↓ (訂正)

再調査の請求をした日 (※ 補正を命ぜられた場合には、その不備を補正した日) の翌

ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC 東京リーガルマインド 行政書士試験部